

第 8 回

読谷村農業委員会会議録

第8回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和6年 4月25日（木）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者9名 欠席者1名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者8名 欠席者0名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		欠	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		欠
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第4号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第19号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第20号 非農地証明願について
日程9	議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について

議長	これより第8回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。 — 日程1 会長諸般の報告 — — 日程2 会議録署名委員の指名 — — 日程3 会期の決定について — (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。 次に日程4. 報告第4号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。
事務局	2ページをお開きください。 報告第4号 農地転用許可指令の接受について。
議長	報告ですので質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	では次に日程5. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。
議長	ただいま農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。審議に入る前に受付番号1番の譲渡人の長浜真俊さんと関係する方がおりますので、真栄田委員は一時退席をお願いします。 (9番 真栄田 武委員 退席)
議長	それでは審議に入ります。 受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
委員(7番)	7番與久田です。航空写真の1番を御覧ください。この場所は長

浜ダム。すぐ上の入り口のすぐそばにあります。

本人は今、喜名のほうで野菜を作っており、規模拡大したいということで申請しております。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した與久田委員からは、許可基準適合表も何ら問題なくクリアしているということで、許可相当の御意見でした。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしなので進行したいと思います。

では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。

ここで真栄田委員の入室を許可します。

暫時休憩します。

（9番 真栄田 武委員 復席）

— 休憩 —

議長

再開します。

続きまして受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見を願いしたいと思います。

委員（8番）

山内です。航空写真の2番です。申請人は本部町でトウガンとトウモロコシを栽培しているようで、申請地ではサトウキビを計画しているようで、許可基準適合表をクリアすれば何ら問題ないと思います。以上です。

議長

現地を確認した委員のほうからは許可相当の御意見であります。

	ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いします。 (「なし」の声あり)
議長	なければ進行してよろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。 受付番号2番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。 次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見を願います。
委員(6番)	6番棚原です。航空写真3ページの真ん中のほうです。申請人は自宅付近でビワを栽培しています。申請地ではヘナを計画しており、適合表もクリアしていますので許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した棚原委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いします。
屋宜推進委員	ヘナという植物は野菜ですか、何ですか。
事務局	調べましたが毛染めの原料です。葉の部分を粉にして、染料として使うそうです。そういう毛染めの原料になります。
議長	ほかに御質疑はないでしょうか。 (「進行」の声あり)
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号 3 番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 3 番は許可相当で決定しました。
次の審議に移ります。受付番号 4 番について現地を確認した委員のほうから願います。

委員 (2 番)

2 番知花 竜です。航空写真の 4 ページをお願いします。受付番号 4 番は、申請人は賃借権を設定し、芋やナスビを計画しています。許可基準適合表がクリアになっているので、何ら問題ないと思います。

議長

現地を確認した知花 竜委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかにございましたらどうぞ。

(「進行」の声あり)

議長

では進行します。質疑を終結して、採決を行います。
受付番号 4 番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 4 番は許可相当で決定しました。
次に日程 6. 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

28 ページをお開きください。
議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議長

ただいま農地法第 5 条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号 1 番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員 (7 番)

7 番與久田です。航空写真の 5 ページをお願いします。この申請

	地周辺は住宅地として利用されており、資材置場を計画していることから許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した與久田委員のほうからは、許可相当の御意見でありました。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いします。
委員（９番）	９番真栄田です。資材置場の資材とは何でしょうか。
事務局	この業者は近隣で資材置場をやっている業者です、ベニア等の材木です。
委員（９番）	会社名からは全然想像がつかないものだから。
議長	ほかに御質疑はないですか。
	（「進行」の声あり）
議長	では進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。 受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（９番）	９番真栄田です。受付番号２番の土地は適合表をクリアしておりませんので、不許可でお願いします。
議長	真栄田委員のほうからは適合表がクリアされていないということ

で不許可相当の御意見であります。ほかにございましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

進行したいと思います。

質疑を終結して、採決を行います。

受付番号2番については不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番については不許可相当に決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（9番）

9番真栄田です。受付番号3番の土地も適合表をクリアしておりませんので、不許可でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、受付番号3番は不許可相当の御意見でございます。ほかに関員からはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

では進行したいと思います。

受付番号3番については不許可相当で進達することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

ではそのように決定いたしました。

次に日程7議案第19号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。

事務局

29ページをお開きください。

	議案第19号 農地転用事業計画変更承認申請について。
議長	ではこれより審議に入ります。 受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
委員（6番）	6番棚原です。この件は当初の1筆の賃貸住宅1棟を建築する計画から3つに分筆後、1筆を売却しております。残りの1筆に賃貸住宅1棟を建築する計画への変更であることから、問題はありません。許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した棚原委員のほうからは、許可承認相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑があったらお願いします。 （「進行」の声あり）
議長	では進行します。では質疑を終結して採決を行います。 受付番号1番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は承認相当で進達することに決定しました。 次に日程8．議案第20号 非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	30ページをお開きください。 議案第20号 非農地証明願いについて。
議長	ただいま非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。 まず受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
委員（4番）	4番比嘉です。受付番号1番につきましては、資料の9ページを

御覧ください。申請地は高木が生い茂り、農地として20年以上利用されていないことから、非農地証明相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、20年以上農地として利用されていないということで、証明相当の御意見であります。
ほかに委員からありましたらどうぞ。

知花推進委員

この土地は農用地内で、土地改良事業に協力していない方だと思う、それで20年余りたって僕らはそれでも賛成しないかということで、土地は違うかもしれませんよ。財産は全部土地改良に反対という流れがあって同年生もいるものですから、これをすぐにお互い現場を確認しないで、内容も分からないで非農地でやっていいのかどうか、ちょっと疑問がありますがけど。事務局から説明をお願いします。

事務局

土地改良区域外ですね。一応土地改良区の中のその隣、向かいの土地が西部土地改良区事業の中で生み出された非農地のほうに入っていない箇所になります。農地は農振とつながっているように見えるが、ここの土地に関しては令和4年2月1日に農用地から変更しています。その変更の理由というのが波平の第一種低層といわれている都市計画法上の用途地域を見たら、読谷西部の非農用地部分に寄せてかぶせていくというところの作業を令和4年のほうで行いました。その際に一種低層という用途地域の指定ですので、農用地と同じに区域分けですので、一部だけ農用地が残るところをさせないようにというところをするために、農用地から外しています。意図的に農用地を外している理由といたしましては、農用地上で仮に除外された場合、農振白地となって高さ12メートル以上の建築が可能となってきます。そうなってくると西部地区に高い建築物が建ってしまうと、どうしても景観が悪くなってしまうというところがあったので、将来的にここは外しないと周りの人のほうに迷惑がかかるところがあったので、農用地から意図的に外して、ここの地域の景観を守るために、都市計画法上の一種低層というところに入れようとした理由で、農振法上でも土地改良区も入っていないところですし、守るべき農地かというところではない。難しいところですよという理解をした上で外しています。むしろその土地柄、

	どうしても農地利用が難しいというところも十分理解しながら、というところがあります、そういう経緯で外して都市計画法上の一種低層にもなっている場所と理解をしています。
知花推進委員	今、この図面を見たら、この1筆で上にも畑がありますよね。これも申請すれば、おのずと農用地除外という考え方が…。
事務局	この高志保のこの土地からの西側の農用地になっている部分から農業用水が入っています。土地改良が入っているので、ここからは僕たちが守るべき。外さないようにするために意図的にここは外せないような仕組みというのを考えていく場所です。
知花推進委員	非常に大切なことは、農用地の除外というのは、みんな希望している。高志保の場合は土地改良事業をする場合に、非常に何十年も苦勞してきてやってきた。
事務局	そうですね。農振法上ではエリアはもう都市計画法上の用途にしましょうというところで、農用地域内は黄色だが、農業振興地域からも外れています。沖縄県としても農業補助事業とかもそこは入る箇所ではないという意味決定がされている箇所になっています。
議長	ほかに御質疑はないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	では質疑を終結して、採決を行います。 受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
委員(2番)	2番知花です。航空写真の10ページをお願いします。こちらの申

請地は駐留軍用地として設置された土地であり、返還時において耕作されておらず農地性がないと考えられることから、非農地で証明相当だと思います。

議長

現地を確認した知花 竜委員のほうからは、証明相当の御意見があります。ほかの委員からの御質疑をお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので、進行します。

受付番号 2 番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 2 番については証明相当で決定しました。

次に受付番号 3 番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（1 番）

1 番幸喜です。こちらは航空写真の11ページですが非農地として問題はないかと思います。

議長

現地を確認した幸喜委員のほうからは、何ら問題はないということで、証明相当の御意見であります。

ほかに委員からの御質疑があったらお願いします。

（「なし」の声あり）

議長

では進行したいと思います。

これより採決を行います。

受付番号 3 番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については事務局に一任することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに対する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。
ここで休憩を入れたいと思います。

— 休憩 —

議長

再開します。
それでは日程9. 議案第21号 農地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いしたいと思います。

事務局

31ページをお開きください。
議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について。

農地調整員

別紙の読谷村農地調整会議報告書の紙を御覧いただきたい。
今月は1件ありまして、詳しい内容が次のページとなっています。農地の所在が高志保717番1。面積が266平米で約80坪となっています。所有者さんがAさんです。契約種別は賃貸借10年という契約期間となっています。貸借料として坪40円が年間となっていますが伐開を借受人が行うため最初5年は無料となっており、後半5年が貸借料として坪40円となっています。借受人がBさんです。経営作目が芋と野菜となっています。主な農業機械は管理機が2台、草刈り機が1台となっています。設定基準として3番と6番。実質化された人・農地プランに基づくものと、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦がある場合。そして2つの基準を満たしており、確認として推進委員の新垣勝二さんが立会の下、確認を出しております。

次のページが現況写真となっています。場所ですが、チビチリガマから渡慶次方面に向かったところにあり、緑の碑の向かい側にあり、草が生えているが、これもBさんが伐開して使うということになっています。

議長

では、ただいま議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第21号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第21号は原案どおり決定しました。

これをもちまして、日程1から日程9まで全て終了しました。

決議事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については、会長に一任されました。

委員の皆様の御協力の下、第8回読谷村農業委員会総会が無事終了しました。